

令和7年度 江戸川区立東葛西小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

学校の教育目標

- ・やさしい子
- ◎・やりぬく子
- ・元気な子

目標策定の方針

- ・人権尊重の精神を基調とし、心身共に健康で知性と創造性に富み、社会連帯意識や国際的視野をもった人間性豊かな児童の育成。
- ・人権尊重教育、道徳教育の積み重ねにより、いじめや偏見・差別の解消を目指し、児童に思いやりの心を培い、自己肯定感を高める。

人権教育の目標

児童が人権の意義や内容等について理解するとともに、自他の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにする。

目指す児童・生徒像

自他の生命を尊重し、大切にしながら、「自分もみんなも素晴らしい」「この仲間に出会えてよかった」と実感し、自己肯定感と確かな人権感覚をもっている児童

人権教育に関する指導の実態把握

- ・児童の実態
- ・年間指導計画の作成
- ・道徳の時間及び関連した教科等の指導の工夫
- ・望ましい生活習慣の形成

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

知識的側面…自尊感情、自己開示、偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識。
 価値的・態度的側面…人権がもつ価値を共感的に受け止める感性や感覚。また、多様性に対する開かれた心。
 技能的側面…違いを認めて需要する力。伝え合い話し合う力。コミュニケーションをとれる力。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

普遍的視点からの取り組み…個人の尊重、社会規範、自由と責任、生命尊重、自己理解と他者理解、コミュニケーションを高めるための学習
 個別的視点からの取り組み…偏見や差別がいかに醜いものであるか、人を傷つけるものかを知り、偏見や差別をなくそうとする意欲や態度をはぐくむ。

学年・学級経営

1年	2年	3年	4年	5年	6年
・友達と楽しく過ごせる子の育成	・友達と仲良くする子の育成。	・自分や友達の良さを見付け、互いに認め合う子の育成。	・相手を思いやって行動する子の育成。	・相手の気持ちを想像し、思いやりをもつ子の育成。	・相手の立場に立って物事を考え、自ら行動する子の育成。

日常的な指導

- ・規範意識の育成。
- ・豊かな人間関係の構築。
- ・自尊感情の形成。

教科等の指導

- ・年間指導計画における人権教育の位置づけの明示。
- ・人権課題に関わる教科等の統合的指導。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・研究主題に基づき、思考力をはぐくむ学習過程において、人権教育を通じて育てたい資質・能力を育成する。
- ・学校、家庭、地域社会にける生活経験などの身近な問題を取り上げる。
- ・交流や対話の機会をつくる交流型、対話型の体験学習を取り入れる。
- ・見学や調査を行う等、多様な手法を用いて一人ひとりの学習意欲に働きかける。
- ・各教科の相互の関連を図り、効果的な人権教育ができるよう、指導内容や方法を工夫する。
- ・時期に応じた学校行事等との関連を図る。

教職員の研修

- ・人権研修
- ・人権教育プログラムの活用

校種間の連携

- ・小中連携における生活指導等の共通理解

家庭・地域との連携

- ・各講演会への参加
- ・特別授業の実施、参加による啓発